

個人情報保護法の改正に伴う本市の対応について（報告）

1 法改正の概要

（1）地方公共団体に係る法改正の趣旨

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図るため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定し、国がガイドライン等を示すことにより、的確な運用を確保

（2）改正法全体のポイント

- ・ 国・民間・地方の個人情報保護制度を統合し、全体の所管を国の個人情報保護委員会に一元化
- ・ 個人情報の定義を統一（死者の情報は対象外）
- ・ 地方公共団体に匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）を導入し、国と同じ規律を適用（当面、都道府県及び指定都市以外は任意）
- ・ 議会は改正法の対象外

（3）施行日

地方公共団体の機関、地方独立行政法人に関する規定については、公布の日（令和3年5月19日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（令和5年5月頃の見込み）

2 条例改正の課題

- （1）改正法で条例に委ねられている事項に関する規定
- （2）情報公開制度との整合性を図るための規定
- （3）現在の個人情報保護条例にはあって改正法にはない保護制度を補充する規定

3 主な具体的検討事項

（1）条例に委ねられている事項に関する規定

- ・ 開示請求に係る手数料
- ・ 行政機関等匿名加工情報の提供に係る手数料
- ・ 審査請求先となる行政庁を定める規定
- ・ 審査請求手続において、審査会に提出された書類の写しの交付を求める場合の手数料
- ・ 審査請求手続において、開示請求の対象となった個人情報を審査会に提出させることができることとする規定

（2）情報公開制度との整合性を図るための規定

- ・ 開示請求に係る不開示情報を追加・削除すること

現在は、本人開示請求と行政文書開示請求では共通の不開示情報が規定されている。改正法に移行すると、そのままでは不開示情報に不整合が生じるため、整合させるために条例で不開示情報を追加・削除するかを検討

(3) 改正法にはない保護制度を補充する規定

・個人情報保護審議会の設置

現在の条例では、個人情報に関する重要な事項について諮問し、また、個人情報を取り扱う事務を新たに委託するなどの場合に意見を聴くため、市長の附属機関として、個人情報保護審議会を設置している。改正法には同様の規定がないため、条例で規定するかを検討

・個人情報の保護に関する第三者評価委員会の設置

現在の条例では、各職場における個人情報の取扱状況について、第三者の視点で実地調査を行い、問題点等を指摘してもらうため、市長の附属機関である個人情報保護審議会の部会として、個人情報の保護に関する第三者評価委員会を設置している。改正法には同様の規定がないため、条例で規定するかを検討

・思想信条等に係る情報の収集制限

現在の条例では、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報については、個人の権利利益を侵害するおそれの強いものであることから、これらの情報の収集を原則として禁止している。改正法には同様の規定がないため、条例で規定するかを検討

・簡易開示制度

現在の条例では、各種試験の結果などについて、本人開示請求の手続によらず、口頭などの簡易な方法で請求し、当該実施機関の定めた方法により開示する簡易開示制度が規定されている。改正法には同様の規定がないため、条例で規定するかを検討

4 今後の予定

日程	内容
令和4年3月頃	・国からの地方公共団体等向けの政令・規則の公布 公的部門ガイドライン等の公表 ・有識者への意見聴取
令和4年11月頃	・議案提出（第4回市会定例会を想定）
令和5年5月頃	・条例施行

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
 - ※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
 - 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
 - 例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
 - ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
 - ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
 - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
 - 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出